

社会福祉法人今治福祉施設協会  
役員・評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人今治福祉施設協会定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 通勤手当については、社会福祉法人今治福祉施設協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第11条の規定に準ずる額
- (4) 常勤役員が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人今治福祉施設協会職員等旅費規程（以下「職員等旅費規程」という。）に基づき、旅費（交通費、雑費、宿泊料、食卓料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、職員等旅費規程に基づき、旅費（交通費、雑費、宿泊料、食卓料）を支給する。

(職員給与との併給)

第5条 社会福祉法人今治福祉施設協会（以下「法人」という。）の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、職員給与規程第7条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- (3) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- (4) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者は、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月19日から施行する。
- 2 平成23年4月1日施行の規程は、本規程施行の日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年6月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年12月7日から施行する。ただし、別表2の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(令和2年12月の賞与の額の特例)

2 令和2年12月の賞与に係るこの規程による改正前の別表2の規定の適用については、別表2中「1. 3か月分」とあるのは「1. 2.5か月分」と読み替える。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年12月7日から施行する。ただし、別表2の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(令和3年12月の賞与の額の特例)

2 令和3年12月の賞与に係るこの規程による改正前の別表2の規定の適用については、別表2中「1. 2か月分」とあるのは「1. 1.25か月分」と読み替える。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 250,000円
常務理事	月額 212,100円

別表 2 (常勤役員の賞与)

6月の賞与	報酬月額×1.225か月分
12月の賞与	報酬月額×1.225か月分

別表 3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

内容	日額
評議員会への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

(2) 理事

内容	日額
理事会等会議への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

(3) 監事

内容	日額
監事監査への出席	10,000円
理事会等会議への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

(4) 島しょ部の非常勤役員等

西瀬戸自動車道通行料金実費相当額又は船賃実費相当額